

都市計画法の開発許可制度に伴う許可等の情報提供に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市計画法第3章第1節に係る開発許可制度の許可等に関する情報提供に必要な事項を定める。ただし、都市計画法第46条による開発登録簿は除く。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 個人情報 浜松市情報公開条例第7条第1項第2号に定める情報とする。
- (2) 法人情報 浜松市情報公開条例第7条第1項第3号に定める情報とする。
- (3) 請求者 情報提供を請求する者とする。
- (4) 本人 情報提供予定地における都市計画法の許可等を受けたもの、もしくは、土地・建物の所有者とする。

(情報提供場所)

第3条 情報提供は、都市計画部土地政策課または都市計画部北部都市計画事務所の窓口で行うものとし、原則として電話・FAX・Eメール等での情報提供は行わない。

(情報提供区域)

第4条 都市計画部土地政策課では市内全域の情報提供を行い、都市計画部北部都市計画事務所では当該審査区域(浜北区・天竜区)のみの情報提供を行う。

(情報提供方法)

第5条 情報提供は、請求者から宅地調査カード(様式1)の提出をうけ情報提供場所の職員が口頭にて行う。

(個人情報)

第6条 個人情報の請求者は、本人もしくは、本人が提供することに同意した者とする。本人の同意は、同意書(様式2)または同意書の写しを情報提供場所に提出することにより確認する。

- 2 情報提供予定地もしくは建物が、競売・公売中のものについては、請求者が競売・公売中であることを証明する書類を示した場合には、請求者の制限は行わないものとする。

(本人確認)

第7条 前条1項の本人または本人が提供することに同意した者については、その本人自身であることを確認し、情報提供を行う。

(法人情報)

第8条 法人情報は、原則として請求者の制限は行わないものとする。

(情報提供内容)

第9条 情報提供内容は、都市計画法の許可等の台帳(既存宅地確認・法第43条許可・規則第60条の適合証明の各台帳)に記載されている内容とする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成16年12月15日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は，平成18年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は，平成19年4月1日から施行する。

様式 1

宅 地 調 査 カ ー ド

平成 年 月 日

《 窓口にくられた方 》住 所 _____

事業所名 _____

氏 名 _____

電 話 _____

町 名	地 番	記入不要